

第62回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年5月26日(木曜日)
午前10時(午前9時開場)

開催場所

大阪市西区江戸堀一丁目3番20号
当社本社 9階会議室

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議決権行使期限

2022年5月25日(水曜日)
午後5時30分まで

目次

第62回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	25
連結計算書類	42
計算書類	44
監査報告書	46

決議事項

- <会社提案(第1号議案から第4号議案まで)>
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- <株主提案(第5号議案から第9号議案まで)>
- 第5号議案 監査等委員でない取締役1名選任の件
 - 第6号議案 剰余金を処分する件
 - 第7号議案 資本コストの開示に係る定款変更の件
 - 第8号議案 代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件
 - 第9号議案 政策保有株式に係る定款変更の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布は
ございません。また、新型コロナウイルスの感
染予防等のため、極力郵送にて議決権の事前行
使をご考慮いただければと存じます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主各位

大阪市西区江戸堀一丁目3番20号

株式会社 **ワキタ**
代表取締役社長 脇田 貞二

第62回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年5月26日（木曜日）午前10時（午前9時開場）
2 場 所	大阪市西区江戸堀一丁目3番20号 当社本社 9階会議室 ※末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご来場ください。
3 目的事項	報告事項 (1) 第62期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第62期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類報告の件 決議事項 <会社提案（第1号議案から第4号議案まで）> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 <株主提案（第5号議案から第9号議案まで）> 第5号議案 監査等委員でない取締役1名選任の件 第6号議案 剰余金を処分する件 第7号議案 資本コストの開示に係る定款変更の件 第8号議案 代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件 第9号議案 政策保有株式に係る定款変更の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<https://www.wakita.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.wakita.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

 **当社ウェブサイト** : <https://www.wakita.co.jp/>

議決権行使のご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただく場合

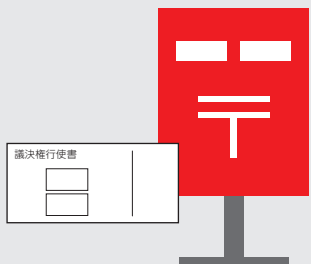


株主総会
開催日時

2022年5月26日（木曜日）
午前10時（午前9時開場）

- 同封の議決権行使書用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。
- 当社では、定款の定めにより、代理人による議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

株主総会にご出席いただかない場合



行使期限

2022年5月25日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

- 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示していただき、ご返送願います。
 - 当社取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否ご記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。
- ※各議案につき賛否のご表示が無い場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 議決権行使回数

株式会社 **ワキタ** 御中

私は、2022年5月25日開催の当社第69回定時株主総会の各議案につき、下記（賛否を〇印で表示）のとおり議決権を行使いたします。議決権を行使しなかった場合にも上記により議決権を行使いたします。
2022年5月 日

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛
株主提案	賛	賛	賛	賛

各議案につき賛否の表示がない場合は、全株主提案については「賛」、株主提案については「否」の表示がなかったものとしてお取り扱いいたします。
株式会社ワキタ

【ご留意】
当社取締役会は株主提案につきまして、そのいずれにも反対しております。第5号議案から第9号議案につき、「株主提案」に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会の意見に賛成の場合は「否」に〇印でご表示ください。

お願い
1. 株主総会にご出席の際は、左の議決権行使用紙を会場受付にご提出ください。
2. 当日株主総会にご出席されない場合は、左の議決権行使用紙に賛否をご表示のうえ、2022年5月25日午後5時30分までに到着するよう折り返しご返送ください。
3. 第3号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会考査期」に記された取締役の番号をご記入ください。
4. 賛否をご表示し、黒色のボールペンにより、はっきりとした印をご記入ください。

株式会社 **ワキタ**

第1号議案から第4号議案は当社取締役会からご提案させていただき議案です。

第5号議案から第9号議案は一部の株主様からのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**しております。詳細は**14ページ以降**をご参照ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に〇印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に〇印

記入例

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否

会社提案・取締役会の意見に反対される場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否

議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛	賛
会社提案	否	否	否	否	否

議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛	賛
会社提案	否	否	否	否	否

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置づけ、財務体質の強化と将来的な事業展開による資金需要を勘案しながら、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

この方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、前期に比べ3円増配し1株につき33円の普通配当とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金銭といたします。
2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金33円 総額1,716,082,203円
3 剰余金の配当が効力を生ずる日	2022年5月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>附 則</p> <p>1. <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から全ての候補者について適任である旨の意見を得ております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（年齢）	候補者属性	現在の当社における地位	取締役在任年数	出席状況（第62期 取締役会）
1	と い し は る お 砥石 治雄 (満82歳)	再任	取締役会長	53年	94% (15回/16回)
2	わ き た て い じ 脇田 貞二 (満65歳)	再任	代表取締役社長	30年	100% (16回/16回)
3	お だ と し お 小田 俊夫 (満71歳)	再任	専務取締役	14年	100% (16回/16回)
4	し み ず か ず ひ ろ 清水 一弘 (満65歳)	再任	専務取締役	6年	94% (15回/16回)
5	わ し お し ょ う い ち 鷺尾 祥一 (満65歳)	再任	取締役	6年	94% (15回/16回)
6	い し か わ け い じ 石川 恵次 (満63歳)	再任	取締役	3年	88% (14回/16回)

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

1 と い し は る お 砥石 治雄

1940年4月4日生（満82歳）

再任

■ 取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
53年	1960年3月 当社入社
■ 取締役会への出席状況	1969年4月 当社取締役東京支店長
94%（15回／16回）	1976年3月 当社取締役本部長
■ 所有する当社の株式の数	1990年4月 当社常務取締役本部長
100,448株	1998年5月 当社専務取締役営業本部長
	2004年5月 当社取締役副社長営業本部長
	2008年3月 当社取締役副社長営業本部長兼不動産事業本部長
	2016年5月 当社取締役会長（現任）

【選任理由】

砥石治雄氏は、会社設立時から当社グループの経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

2 わ き た て い じ 脇田 貞二

1957年2月10日生（満65歳）

再任

■ 取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
30年	1992年4月 当社入社
■ 取締役会への出席状況	1992年5月 当社取締役社長室長
100%（16回／16回）	1998年5月 当社常務取締役 社長室担当
■ 所有する当社の株式の数	2000年8月 当社常務取締役営業本部副本部長
1,080,600株	2002年5月 当社専務取締役営業本部副本部長
	2004年5月 当社代表取締役社長
	2016年5月 当社代表取締役社長兼営業本部長（現任）

【選任理由】

脇田貞二氏は、当社の代表取締役社長として当社グループ全体を牽引してきた実績を有しており、経営全般における豊富な経験、高い見識は、当社グループの経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

3 おだ とし お 小田 俊夫 1951年4月3日生（満71歳）

再任

<p>■ 取締役在任年数 14年</p> <p>■ 取締役会への出席状況 100%（16回／16回）</p> <p>■ 所有する当社の株式の数 5,000株</p>	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1976年4月 株式会社太陽神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>2005年2月 当社入社</p> <p>2006年5月 当社執行役員総務部長</p> <p>2008年5月 当社取締役総務部長</p> <p>2014年5月 当社取締役常務執行役員管理本部副本部長兼総務部長</p> <p>2016年5月 当社常務取締役管理本部副本部長</p> <p>2021年5月 当社専務取締役管理本部長（現任）</p>
--	--

【選任理由】

小田俊夫氏は、当社の管理部門の構築に長年貢献してきており、経営全般における見識と能力は、当社グループにおける経営管理の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

4 し みず かず ひろ 清水 一弘 1956年6月30日生（満65歳）

再任

<p>■ 取締役在任年数 6年</p> <p>■ 取締役会への出席状況 94%（15回／16回）</p> <p>■ 所有する当社の株式の数 26,800株</p>	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1979年4月 当社入社</p> <p>1999年5月 当社東京中央支店長</p> <p>2007年3月 千葉リース工業株式会社代表取締役社長</p> <p>2011年5月 当社執行役員東京中央支店長</p> <p>2016年5月 当社取締役建機賃貸部門副責任役員</p> <p>2017年9月 株式会社泉リース代表取締役社長</p> <p>2018年5月 当社常務取締役建機事業部門副責任役員</p> <p>2019年5月 当社常務取締役営業本部副本部長兼建機事業部門統括責任役員</p> <p>2019年11月 株式会社C S S 技術開発取締役</p> <p>2021年5月 当社専務取締役営業本部副本部長兼建機事業部門統括責任役員兼国際営業部担当（現任）</p>
---	---

【選任理由】

清水一弘氏は、当社の建機事業部門に長年従事し、豊富な経験、実績及び専門分野における高い見識を有しており、当社グループの経営に関する重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

5 わし お しょういち 鷺尾 祥一 1957年4月12日生（満65歳）

再任

■ 取締役在任年数	6年	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
■ 取締役会への出席状況	94%（15回／16回）	1980年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2011年4月 当社入社
■ 所有する当社の株式の数	5,000株	2011年5月 当社執行役員法務審査室室長 2016年5月 当社取締役法務審査室室長（現任）

【選任理由】

鷺尾祥一氏は、当社の法務審査室に従事し、当社グループが展開する各事業分野での信用リスクについての高い見識と判断能力を有しており、当社グループにおける経営管理の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

6 いし かわ けい じ 石川 恵次 1959年1月14日生（満63歳）

再任

■ 取締役在任年数	3年	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
■ 取締役会への出席状況	88%（14回／16回）	1984年4月 当社入社 2000年3月 当社システム事業部大阪支店長 2018年5月 当社執行役員システム営業部長
■ 所有する当社の株式の数	5,500株	2019年3月 当社執行役員システム事業部長 2019年5月 当社取締役システム事業部長（現任）

【選任理由】

石川恵次氏は、当社の旧 映音事業部（現 システム事業部）に長年従事し、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社グループ商事事業部門における今後の展開に資する人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役青木克彦氏は任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

あお き かつ ひこ
青木 克彦 1956年9月19日生（満65歳）

再任 社外 独立

■ 社外取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2年	1980年4月 三菱商事株式会社入社
■ 取締役会への出席状況	2001年6月 同社金融事業本部、M&Aユニットマネージャー
100%（16回／16回）	2012年4月 同社理事、新産業金融事業グループCEO室長
■ 監査等委員会への出席状況	2015年6月 三菱UFJリース株式会社常務取締役
100%（14回／14回）	2018年6月 同社常務執行役員、不動産事業部門長
■ 所有する当社の株式の数	2019年7月 株式会社コーポレイトディレクション顧問（現任）
0株	2020年5月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）
	2020年6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社社外監査役就任（現任）
	（重要な兼職の状況）
	株式会社コーポレイトディレクション顧問
	AIGジャパン・ホールディングス株式会社社外監査役

【選任理由及び期待される役割の概要】

青木克彦氏は、総合商社及び金融機関において長年にわたる豊富な経験と幅広い見識を有しており、その知見を活かして会社経営に関する有用な助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 青木克彦氏は、社外取締役候補者であり、当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年となります。
3. 当社は、青木克彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は、青木克彦氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、引き続き契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
5. 当社は、監査等委員である取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。

【参考】 スキルマトリックス

各取締役の主な専門性とバックグラウンド及び期待する知見・経験は、次のとおりであります。

	主な専門性とバックグラウンド（取締役に期待する知見・経験）					
	1	2	3	4	5	6
	企業経営	業界知見	財務・会計・ファイナンス	人事・人材開発	法務・コンプライアンス	ダイバーシティ
砥石 治雄	●	●				
脇田 貞二	●	●	●	●		
小田 俊夫			●	●		
清水 一弘		●				
鷺尾 祥一					●	
石川 恵次		●				
内田 肇一					●	
蔵口 康裕			●			
石倉 弘勝		●				
石田 法子					●	●
青木 克彦	●		●			

＜株主提案（第5号議案から第9号議案まで）＞

第5号議案から第9号議案は、株主（2名）からのご提案によるものであります。

なお、提案の内容、議題、議案の要領及び提案の理由は、提案株主から通知されたものを議案毎に整理し、原文のまま記載しております。また、第5号議案の「1. 議案の要領」の「〔社外取締役候補者とした理由〕」の「〔注〕3.」は、提案株主から通知されたものを原文のまま掲載をしたものであり、当社として決定したものではありません。

提案の内容

以下の3から5までの議案（以下「本議案」という。）については、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決または否決により、本議案として記載した各章または各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<http://stracap.jp/proposal-for-wakita-from-sc-2022.com/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は（単体）と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

（会社注）「以下の3から5までの議案」とは、第7号議案から第9号議案を指しております。

第5号議案 監査等委員でない取締役1名選任の件

1. 議案の要領

取締役1名（候補者：丸木強）を社外取締役として選任する。

〔氏名（生年月日）〕

丸木 強 まるき つよし（1959年7月23日生）

〔略歴〕

1982年4月 野村證券株式会社 入社

1999年8月 株式会社M&Aコンサルティング 取締役副社長

2006年5月 株式会社MACアセットマネジメント 代表取締役

2010年2月 株式会社TNPストラテジックキャピタル 代表取締役

2012年9月 株式会社ストラテジックキャピタル 代表取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

株式会社ストラテジックキャピタル 代表取締役

〔所有する当社の株式数〕

0株

〔社外取締役候補者とした理由〕

提案株主は、当社の大株主として、資本コストを踏まえた経営により当社の株主価値が向上することを切望しており、当社の株価が長期にわたって解散価値を下回った状態で放置されていることに対して問題意識を抱えています。そこで、候補者が、野村証券株式会社での業務を通じて得た資本市場に対する知見と、その後から現在までの投資運用業者の経営者及び運用担当者としての経験から、当社の株主価値の向上に貢献できることを確信し、新たに候補者いたしました。

(注) 1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

2. 候補者が代表を務める株式会社ストラテジックキャピタルは、本年2月末日現在で当社株式を100株保有するとともに、同日現在当社株式を339万1100株保有するINTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UPとの間で投資一任契約を締結しています。なお、株式会社ストラテジックキャピタル及び同社が運営する上記ファンドは、当社の主要株主には該当しません。
3. 候補者の選任をご承認いただいた場合、同氏は東京証券取引所の定める独立役員として当社により届出がなされる予定です。

2. 提案の理由

当社の株価は2010年以降、解散価値を下回って推移し、2022年3月11日現在の株価は解散価値の約0.5倍である。その大きな要因は、資本コスト未満のリターンしか得られない賃貸等不動産への投資と考えられる。

2021年2月期末現在、当社保有の賃貸等不動産の時価は627億円に上ることから、例えば、これを不動産投資信託（以下「リート」という。）へ適正な価格で譲渡し、当社又は当社子会社がリーートの運用会社となれば資本効率性は大幅に改善する。しかし、当社の取締役会は、長期間にわたり抜本的な株主価値向上のための取り組みを怠り、低迷する株価を放置してきた。

そこで、リーートの活用等の株主価値向上策を取締役に提案し、議論をさせる役割を期待し、候補者の選任を提案する。

【第5号議案に対する取締役会の意見】**当社取締役会としては、第5号議案に反対いたします。****○反対の理由**

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会を設置しております。

取締役候補者の選定については、指名・報酬委員会からの助言・提言を踏まえ、取締役会において決定しており、本定時株主総会に上程する取締役候補者についても同様の決定プロセスを踏んでおります。

当社が提案する取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は6名であり、高い倫理観を有していることはもちろん、いずれの取締役候補者も必要な判断力・専門性・知識を有しております。また、当該候補者6名は、いずれも当社事業に精通しており、それぞれ企業経営、業界知見、財務・会計・ファイナンス、人事・人材開発及び法務・コンプライアンス等の知識・経験を持ち、専門性を有しております。さらに、監査等委員である取締役5名のうち4名は独立役員である社外取締役（独立社外取締役）であり、独立社外取締役の数が取締役の総数に占める割合は3分の1以上となっております。

当社取締役会は、こうした当社が提案する取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者及び監査等委員である取締役から構成される取締役会が、当社の企業価値の持続的な向上すなわち株主の皆様の利益につながると考えております。

一方で、提案理由として挙げられている不動産投資信託（リート）の活用は、当社が現に営む不動産賃貸業から撤退し不動産管理業に業態変更することを意味するものですが、当社において、リートの活用による資金調達必要性は乏しいうえ、当社にとりまして、不動産賃貸業を含む不動産事業は重要な事業のひとつであり、2022年4月8日に公表した「2025中期経営計画」においても、当該事業を安定収益事業と位置づけており、不動産賃貸業の継続は当社の今後の安定的な株主還元に資するものと考えております。

本提案における取締役候補者を選任することについては、指名・報酬委員会でも検討をいたしましたが、以上の観点から、当該候補者を取締役として選任する必要はない旨の結論に至りました。当社取締役会も同様の見解であり、当社が提案する取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者及び監査等委員である取締役から構成される取締役会が最適な構成と考えております。

したがって、当社取締役会は本提案に反対いたします。なお、本提案の「(注) 3.」では、「候補者の選任をご承認いただいた場合、同氏は東京証券取引所の定める独立役員として当社により届出がなされる予定です。」とされていますが、これは、提案株主から通知された内容を原文のまま掲載したものであり、当社として決定したものではありません。

第6号議案 剰余金を処分する件

1. 議案の要領

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

67円から、第62回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額又は当社定款34条に基づいて第62回定時株主総会の開催日までに2022年2月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む。）として当社取締役会が決定した普通株式1株当たりの配当金額（以下「会社配当金額」という。）を控除した金額を、会社配当金額に加えて配当する。

第62期1株当たり当期純利益金額から小数点以下を切り捨てた金額（以下「実績EPS」という。）が67円と異なる場合は冒頭の67円を実績EPSに読み替える。

なお、配当総額は、当社の第62回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第62回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第62回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

2. 提案の理由

本件は、当期純利益全てを配当金とすることを企図した提案である。

当社の自己資本比率は2021年2月末現在で約70%、同年11月末では約68%となっているが、これは、当社が土木・建設機械、荷役運搬機械等の販売及び賃貸等を生業としていることに鑑みれば、非常に高い数値である。また、当社は自己資本比率が高いのみならず、現金類似資産を異常なほど高水準で保有している。

当社は、これ以上会社内に資金を留保する必要はなく、また、これ以上自己資本を増加させてもROEが減少するだけである。余剰資金を株主に還元することが、株主価値を高め、ひいては株価の向上につながるので、剰余金の配当を大幅に増額すべきである。そして、2022年2月期だけではなく、それ以降も当社の資本政策として配当性向100%を採用することで、中長期的にも当社が自己資本を積み上げないことを明らかにしていただきたい。

【第6号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、第6号議案に反対いたします。

○反対の理由

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置づけ、財務体質の強化と将来的な事業展開による資金需要を勘案しながら、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

また、株主還元を一層強化するために、2022年4月8日公表の『「2025中期経営計画」(2023年2月期～2025年2月期)策定のお知らせ』の「成長投資と株主還元の両立」に記載の通り、当社は、2023年2月期から2025年2月期までの今後3年間、每期、配当と自己株式取得を加えた総還元性向を100%とする方針を定めております。2023年2月期は、中期経営計画の初年度として、当社普通株式1株につき金35円の配当を実施する予定に加え、自己株式取得と合わせた総還元性向100%を実現します。

本提案は、2022年2月期における当期純利益の全額を配当することを内容とするものですが、このような配当を行わなくとも、上記の各方針に基づく配当及び自己株式取得によって、株主の皆様に対する十分な還元を実現し、もって当社株式価値の向上を図ることは可能と考えております。

したがって、当社取締役会は本提案に反対いたします。

第7号議案 資本コストの開示に係る定款変更の件

1. 議案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第7章 資本コストの開示

(資本コストの開示)

第37条 当社は、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、当該報告書の提出日から遡る1か月以内において当社が把握する加重平均資本コストを、その算定根拠とともに開示するものとする。

2. 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード（以下「CGC」という。）の原則5-2は、経営陣が自社の資本コストを的確に把握することを求めている。当社経営陣においても、当社の資本コストを的確に把握したうえで事業計画や資本政策等を立案・検証することが求められているというべきである。

しかしながら、当社は、2020年6月1日付のコーポレートガバナンスに関する報告書（以下「CG報告書」という。）において、当社のROEが株主資本コストを下回っていることを自認しているにもかかわらず、この株主資本コストについては開示していない。さらに、2021年6月1日以降に開示したCG報告書においては、資本コストに関する記載そのものが削除されている

当社は株主資本コストと加重平均資本コストを開示し、さらに株主を含む投資家と対話を実施して、資本コストを正しく把握したうえで経営戦略や経営計画を策定するべきである。

【第7号議案に対する取締役会の意見】**当社取締役会としては、第7号議案に反対いたします。****○反対の理由**

当社取締役会といたしましては、本提案において定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規則である定款に記載するのになじまないものであると考えております。

また、提案の理由で挙げられているコーポレートガバナンス・コードの原則5-2は、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を行うのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。」とするものであり、コーポレート・ガバナンスに関する報告書における加重平均資本コスト及びその算定根拠の開示を求めているものではありません。

当社といたしましては、コーポレートガバナンス・コードとの関係においては、株主資本コストの数値の開示自体が重要なのではなく、株主資本コストの把握を通じた収益計画等の構築が重要であると認識しております。

当社は、「2025中期経営計画」を2022年4月8日に公表しておりますが、その策定にあたっては、株主資本コストを的確に把握したうえで、一部の経営指標のみを偏重することなく様々な経営指標を総合的に考慮し、適切な経営指標の設定を行っております。

したがって、当社取締役会は本提案に反対いたします。

代表権を有する取締役の個別報酬開示に係る定款変更の件

1. 議案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第8章 役員報酬の開示

(代表権を有する取締役の個別報酬開示)

第38条 当社は、代表権を有する取締役に対して前事業年度に報酬として支給した金額（非金銭報酬を含む。）を、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において個別に開示する。

2. 提案の理由

当社の株価は解散価値を大きく下回っているが、当社の経営陣は株主価値の向上が期待できる抜本的な施策を実施できていない。提案株主は、代表取締役社長が当社の株価水準が低迷する中で過大な報酬を得ていることによって、株主価値の向上に向けたインセンティブが欠如し、その結果株価の低迷が引き起こされているとの懸念を抱いており、その懸念の払しょくを目的として個別報酬の開示を求めるものである。

当社は、任意の指名・報酬委員会が設置されているものの、最終的な取締役の個別報酬の決定は代表取締役社長に委任されており、代表取締役社長に対する個別報酬の監督機能が十分に働いていない可能性が考えられる。従って、当社は、代表取締役社長の報酬を個別に開示することで、代表取締役社長の報酬が適正なものであることを示すべきである。

【第8号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、第8号議案に反対いたします。

○反対の理由

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会を設置しており、2022年4月22日開催の取締役会で決定された、取締役の個人別報酬等に関する新たな決定方針のもとでは、取締役の個人別報酬等は、代表取締役に関する報酬等を含め、指名・報酬委員会への諮問・答申を経た上で取締役会において決定することとされております。

また、開示につきましては、事業報告及び有価証券報告書において、法令に則り、役員区分ごとの報酬等の総額及び支給人数について適正に開示しており、当社取締役会としては、株主の皆様による確認のために十分な開示を行っているものと認識しております。なお、当社役員には、個人別の連結報酬等の総額が1億円以上となる者がいないため、法令に則り、有価証券報告書において個人別の報酬額を開示しておりません。

このように、当社取締役会としては、代表取締役を含む当社役員の報酬額の決定の手続き及び開示の方法ともに適切なものであり、本提案に係る定款変更を行う必要はないと考えております。なお、本提案は取締役の報酬等に関連するものであるため、本提案に係る定款変更の可否について指名・報酬委員会で審議いたしました。変更不要との結論に至りました。

したがって、当社取締役会は本提案に反対いたします。

第9号議案 政策保有株式に係る定款変更の件

1. 議案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第9章 政策保有株式

(政策保有株式の目的の検証と結果の開示)

第39条

- (1) 当社は、当社が保有する政策保有株式の保有目的である「取引関係の維持・強化」が、政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、株式売却を希望する旨を伝える。
- (2) 当社は、前項の発行会社への売却の打診に対して得られた発行会社からの回答の内容を、発行会社ごとに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。

2. 提案の理由

提案株主は、政策保有株式は一切保有するべきでなく、また、政策保有株式の保有と取引関係には何の因果関係もないと考えている。

実際に、当社が保有する政策保有株式のほぼ全ての発行会社はCGC補充原則1-4-①をコンプライしている上、提案株主から発行会社に対して行った問い合わせに対しては、株式会社横河ブリッジを含めた複数社から、株式保有と取引の関係性を否定する回答を受領した。

従って、2021年2月期の有価証券報告書において、当社が開示した政策保有株式の保有目的である「取引関係の維持・強化」は誤りであり、事実無根であると考えている。

上記の発行会社からの回答も踏まえて、本株主提案では、当社の開示する政策保有株式の保有目的が実際に果たされているのかを再検証することを求めている。そして、保有目的が果たされていない政策保有株式については、保有の合理性が認められないため、CGCに従い縮減する方針とすべきである。

【第9号議案に対する取締役会の意見】**当社取締役会としては、第9号議案に反対いたします。****○反対の理由**

当社取締役会といたしましては、本提案において定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規則である定款に記載するのになじまないものであると考えております。

当社は、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載のとおり、取引先の維持・拡大や新たな事業機会創出につながると判断される場合に限り、政策的に株式を保有することがあり、個社別の株数及び貸借対照表上の計上額につきましては、有価証券報告書で開示しております。

本提案では、「当社が保有する政策保有株式の保有目的である『取引関係の維持・強化』が、政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、株式売却を希望する旨を伝える。」こと、また、「発行会社への売却の打診に対して得られた発行会社からの回答の内容を、発行会社ごとに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。」ことを定款の規定とすることを求めています。そもそも、株式売却の希望の有無にかかわらず売却希望の意向を発行会社に伝えること自体が不適切と考えられることに加え、政策保有株式については、コストとの見合いで個別に経済合理性が認められるか、保有する意義があるか等についての検証を行い、取締役会の場で審議し、対応方針が決定されていることから、本提案のような手続は必要性に乏しいものと考えております。

したがって、当社取締役会は本提案に反対いたします。

以上

(添付書類)

事業報告 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響により、経済活動が抑制され厳しい状況で推移いたしました。各種施策やワクチン接種が本格的に始まり、2021年秋以降の感染者数減少を受け景気に回復の兆しが見られましたが、原油高・資源高の影響などにより、先行きはいまだ不透明な状況が続いております。

当社グループが主力としている建機業界においては、民間設備投資は持ち直しの動きが見られるものの本格的な回復には至っておりませんが、公共投資は国土強靱化対策等により引き続き堅調に推移しております。

こうした状況のもと、当社グループは主力事業である建機事業につきましては、賃貸部門は公共事業を中心としたレンタル需要が堅調に推移いたしました。販売部門は取引先の購買意欲に回復基調が見られたことにより売上高・利益面とも大幅に伸びました。その結果、建機事業の売上高は、635億48百万円（前期比7.9%増）、セグメント利益は、39億30百万円（前期比11.6%増）となりました。

次に商事事業につきましては、映像・音響機器の販売や介護事業を手掛ける連結子会社の業容が順調に伸長したものの、それに伴う事業所の新設・移転等による費用も増加いたしました。また、遊技設備等の受注は事業の選択と集中を進める方針のもとに大幅に減少いたしました。その結果、商事事業の売上高は、61億22百万円（前期比39.5%減）、セグメント利益は、3億59百万円（前期比24.7%減）となりました。

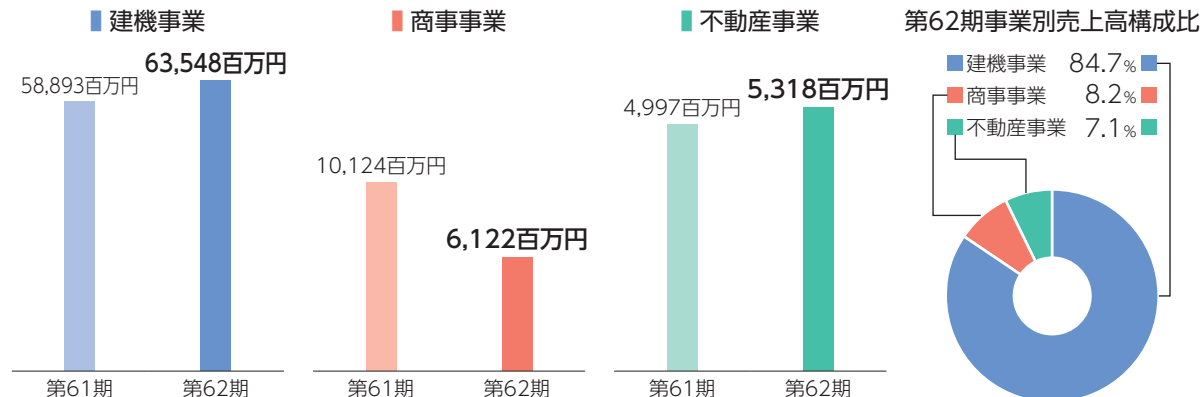
次に不動産事業につきましては、賃貸部門において保有しているオフィスビルやマンション等の稼働率は堅調に推移し、安定した収益を確保いたしました。保有物件の資産価値向上のため大規模修繕工事を行いました。また、ホテルの開業に伴う初期費用が発生いたしました。その結果、不動産事業の売上高は、53億18百万円（前期比6.4%増）、セグメント利益は、12億16百万円（前期比14.5%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は749億89百万円（前期比1.3%増）、営業利益は55億6百万円（前期比1.5%増）、経常利益は56億61百万円（前期比0.0%減）、そして親会社株主に帰属する当期純利益については、35億73百万円（前期比12.0%増）となりました。

事業別売上高

	第61期 (前連結会計年度) (2021年2月期)		第62期 (当連結会計年度) (2022年2月期)		前期比 増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
建機事業	58,893百万円	79.5%	63,548百万円	84.7%	107.9%
商事事業	10,124百万円	13.7%	6,122百万円	8.2%	60.5%
不動産事業	4,997百万円	6.8%	5,318百万円	7.1%	106.4%
合計	74,015百万円	100.0%	74,989百万円	100.0%	101.3%

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は84億5百万円となりました。

うち主なものは次のとおりであります。

建機事業における貸与資産の取得	39億79百万円
不動産事業における賃貸不動産の取得	32億66百万円

3. 資金調達の状況

該当する事項はありません。

4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症は変異株の出現による世界規模での拡大に世界各国で緊急的な対応に追われており、引き続き先行き不透明な状況で推移するものと予測しております。これに加えて、ロシア・ウクライナ情勢の緊張が続いており、原油価格の高騰、飛行空域制限による国際物流への影響も懸念され、今後さらなる混乱が予想されております。

一方国内では世界情勢の影響が懸念されるものの、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着きを見せており経済の本格的な回復が期待されております。当社グループが主力としている建機業界においても、民間設備投資は持ち直しの動きが見られ、公共投資も国土強靱化対策等により引き続き堅調に推移するものと予想しております。

こうした中、当社グループでは、2025年2月期を最終年度とする『2025中期経営計画』を策定し、「安定から成長へ」をキーワードとして各事業を推進してまいります。

中核事業である建機事業においては、災害の復旧・復興工事、公共インフラの老朽化対策、土木建設の担い手不足等の社会的課題に対応するため、国内レンタルネットワークの拡充、ICT・技術提案、環境対応型を含むレンタル資産の高水準投資を積極的に行ってまいります。

チャレンジ事業である商事事業においては、介護事業を拡大すべく、介護機器レンタルの出店エリア拡充、介護人材や介護施設不足という社会的課題を解決するための事業に積極的な投資を行ってまいります。

安定収益事業である不動産事業においては、堅実な保有に努め保有資産のバリューアップを図ることで引き続き安定的な収益を確保しつつ、宅地開発事業も推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

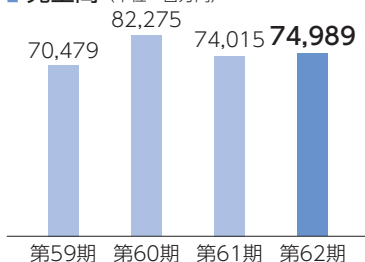
区分	第59期 (2019年2月期)	第60期 (2020年2月期)	第61期 (2021年2月期)	第62期 (当連結会計年度) (2022年2月期)
売上高	70,479	82,275	74,015	74,989
営業利益	6,381	5,889	5,422	5,506
経常利益	6,550	6,029	5,661	5,661
親会社株主に帰属する当期純利益	4,184	3,607	3,191	3,573
1株当たり当期純利益	80円54銭	69円46銭	61円46銭	68円84銭
総資産	130,440	137,855	137,477	144,376
純資産	93,146	95,112	97,150	99,093

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

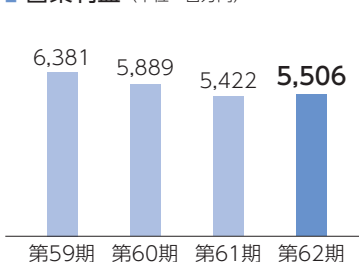
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第60期の期首から適用しており、第59期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

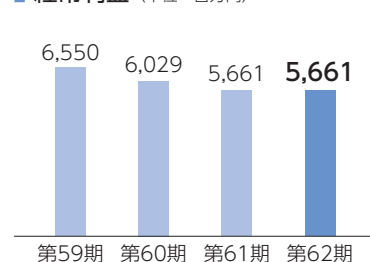
■ 売上高 (単位：百万円)



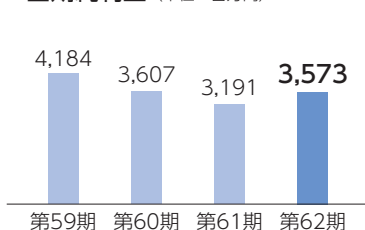
■ 営業利益 (単位：百万円)



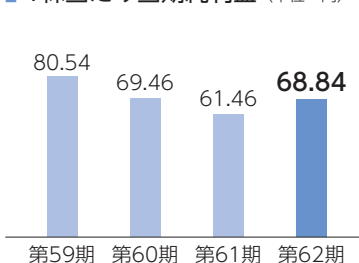
■ 経常利益 (単位：百万円)



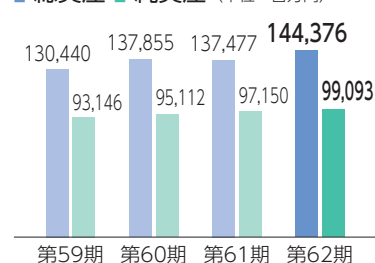
■ 親会社株主に帰属する 当期純利益 (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産 ■ 純資産 (単位：百万円)



② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

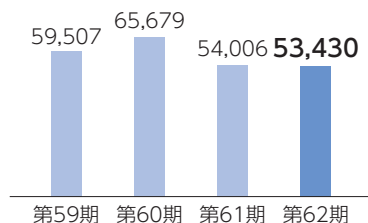
区分	第59期 (2019年2月期)	第60期 (2020年2月期)	第61期 (2021年2月期)	第62期 (当事業年度) (2022年2月期)
売上高	59,507	65,679	54,006	53,430
営業利益	5,563	5,448	4,511	4,529
経常利益	5,873	5,761	4,906	4,915
当期純利益	4,019	3,851	3,199	3,798
1株当たり当期純利益	77円35銭	74円16銭	61円60銭	73円16銭
総資産	120,509	126,702	125,778	131,564
純資産	91,477	93,599	95,451	97,683

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

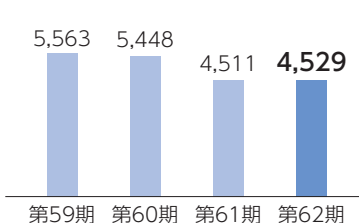
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第60期の期首から適用しており、第59期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

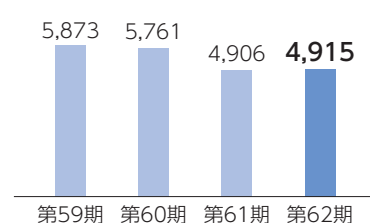
■ 売上高 (単位：百万円)



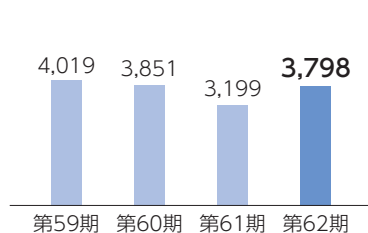
■ 営業利益 (単位：百万円)



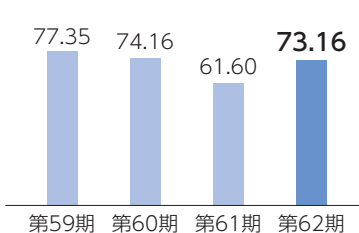
■ 経常利益 (単位：百万円)



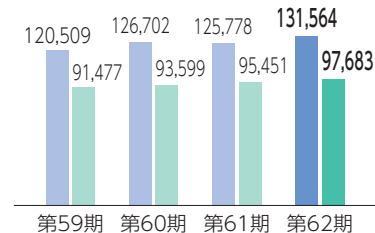
■ 当期純利益 (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産 ■ 純資産 (単位：百万円)



6. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
千葉リース工業株式会社	50百万円	100%	土木・建設機械等の販売及び賃貸
八洲商会株式会社	30百万円	100%	荷役運搬機械の販売、賃貸及び輸出入
株式会社泉リース	10百万円	100%	土木・建設機械等の販売及び賃貸
東日興産株式会社	90百万円	80%	建設機械及び農業機械の部品販売
信陽機材リース販売株式会社	28百万円	100%	土木・建設機械等の販売及び賃貸
株式会社クリーン長野	20百万円	(注) 100%	屋外トイレユニット等の販売及び賃貸
サンネットワーククラブ株式会社	20百万円	100%	介護用品・介護機器の販売及び賃貸
株式会社泰成重機	5百万円	100%	オペレーター付きクレーンの揚重業
株式会社C S S 技術開発	90百万円	100%	工事測量業、測量機器の販売・賃貸
株式会社コルディア	86百万円	100%	不動産賃貸業
株式会社九州機械センター	20百万円	90%	土木・建設機械等の販売
株式会社グランドアース	20百万円	90%	土木・建設機械等の賃貸

(注) 出資比率は、間接所有を含めております。

7. 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

- (建機事業) 土木・建設機械、荷役運搬機械等の販売及び賃貸を行っております。
- (商事事業) 映像・音響機器の販売、介護用品・介護機器の販売及び賃貸を行っております。
- (不動産事業) 不動産(商業用ビル、マンション等)の賃貸、分譲等の販売及びホテルの経営を行っております。

8. 主要な営業所及び工場 (2022年2月28日現在)

① 当 社

名 称	所在地	名 称	所在地
本社	大阪市西区	仙台支店	仙台市宮城野区
大阪支店	大阪市西区	名古屋中央支店	名古屋市緑区
東京支店	東京都港区	広島支店	広島県安芸郡
福岡中央支店	福岡県大野城市	滋賀工場	滋賀県湖南市

② 子 会 社

名 称	所在地
千葉リース工業株式会社	千葉県柏市
八洲商会株式会社	埼玉県加須市
株式会社泉リース	埼玉県所沢市
東日興産株式会社	東京都世田谷区
信陽機材リース販売株式会社	長野県上田市
株式会社クリーン長野	長野県上田市
サンネットワーククラブ株式会社	京都市伏見区
株式会社泰成重機	埼玉県川口市
株式会社C S S 技術開発	東京都多摩市
株式会社コルディア	大阪市西区
株式会社九州機械センター	福岡県糟屋郡
株式会社グランドアース	福岡県糟屋郡

9. 従業員の状況 (2022年2月28日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
1,162名	77名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員 (290名) は含まれておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減
513名	13名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員 (174名) は含まれておりません。

10. 主要な借入先及び借入額の状況 (2022年2月28日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	550百万円
株式会社三菱UFJ銀行	550百万円

2 会社の株式に関する事項 (2022年2月28日現在)

1. 発行可能株式総数 149,959,000株
2. 発行済株式の総数 52,021,297株 (自己株式18,806株を含む)
3. 株 主 数 3,714名
4. 大 株 主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,585	10.74
有限会社脇田興産	4,871	9.37
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	2,332	4.48
日本生命保険相互会社	2,061	3.96
株式会社三菱UFJ銀行	1,991	3.83
オリックス自動車株式会社	1,926	3.70
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,402	2.70
日立建機株式会社	1,200	2.31
脇田 貞二	1,080	2.08
INTERTRUST TRUSTEES CAYMAN LIMITED AS TRUSTEE OF JAPAN-UP UNIT TRUST	1,058	2.04

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (18,806株) を控除して計算しております。

2. 当該自己株式は、株式報酬制度「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式を含めておりません。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	7,350	1
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3 会社役員に関する事項」の【④ 非金銭報酬等の内容】に記載のとおりであります。

2. 上記は、退任した当社役員に対して交付されたものであります。

6. その他株式に関する重要な事項

当社は、2018年5月24日開催の第58回定時株主総会の決議に基づき、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象にした株式報酬制度「役員向け株式交付信託」を導入しております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2022年2月28日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	砥石治雄	
代表取締役社長	脇田貞二	営業本部長
専務取締役	小田俊夫	管理本部長
専務取締役	清水一弘	営業本部副本部長兼建機事業部門統括責任役員兼国際営業部担当、株式会社C S S 技術開発取締役
取締役	鷲尾祥一	法務審査室室長
取締役	石川恵次	システム事業部長
取締役（常勤監査等委員）	内田肇一	
取締役（監査等委員）	蔵口康裕	蔵口公認会計士事務所代表、学校法人大阪産業大学監事、日本電通株式会社社外監査役、株式会社カスタメディア監査役
取締役（監査等委員）	石倉弘勝	株式会社ジェイコムウエスト顧問
取締役（監査等委員）	石田法子	ライオン橋法律事務所代表、学校法人永守学園理事
取締役（監査等委員）	青木克彦	株式会社コーポレートディレクション顧問、A I G ジャパン・ホールディングス株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役内田肇一氏は、常勤の監査等委員であります。当社では、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議の出席、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を図ること等により、監査の実効性を担保するため、常勤の監査等委員を選定しております。
2. 取締役（監査等委員）蔵口康裕、石倉弘勝、石田法子及び青木克彦の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は、取締役（監査等委員）蔵口康裕、石倉弘勝、石田法子及び青木克彦の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）蔵口康裕、石倉弘勝、石田法子及び青木克彦の4氏の兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
5. 取締役（監査等委員）蔵口康裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当社は、取締役（監査等委員）内田肇一、蔵口康裕、石倉弘勝、石田法子及び青木克彦の5氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。当該保険契約の被保険者は当社の取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。
8. 重松蔵氏は、2021年5月27日開催の第61回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

2. 取締役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

区分	取締役 (監査等委員である 取締役を除く。)		取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)		計	
	員数	金額	員数	金額	員数	金額
基本報酬	7名	169百万円	5名 (4名)	31百万円 (21百万円)	12名	200百万円
業績連動報酬等 (賞与)	6名	41百万円	—	—	6名	41百万円
非金銭報酬等 (株式報酬)	7名	23百万円	—	—	7名	23百万円
計	7名	234百万円	5名 (4名)	31百万円 (21百万円)	12名	265百万円

- (注) 1. 上記には、2021年5月27日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名を含めております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年5月25日開催の第57回定時株主総会において、年額450百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名です。また、「④ 非金銭報酬等の内容」に記載のとおり、当該金銭報酬とは別枠で、2018年5月24日開催の第58回定時株主総会において、約3年間の信託期間を対象として上限額150百万円の決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年5月25日開催の第57回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名です。
5. 上記のほか、2018年5月24日開催の第58回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給額として、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名に対して39百万円支給しております。なお、この金額は、過年度の事業報告において記載済の役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。
6. 上記報酬等の額には、2018年5月24日開催の第58回定時株主総会において決議いただいた株式報酬制度「役員向け株式交付信託」による当事業年度における役員株式報酬引当金の繰入額23百万円を含めております。

② 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 方針の決定方法

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容決定に関する方針を取締役会の決議に基づき定めております。

なお、当該方針については、指名・報酬委員会の答申を得ております。

2. 方針の内容の概要

当事業年度の末日における、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「業務執行取締役」という。）の報酬につきましては、固定報酬としての基本報酬、単年度業績連動報酬としての賞与及び中長期的観点から企業価値の増大に貢献する意識を高めるための株式報酬により構成された報酬体系としております。また監査等委員である取締役の報酬につきましては、監督機能という職務に鑑み、基本報酬のみとしております。なお、取締役の役位ごとの報酬水準の妥当性や客観性についての判断につきましては、各種役員報酬調査を参考に決定することとしております。

b. 基本報酬（金銭報酬）の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬につきましては、月例の固定報酬とし、役位、職務、在任期間等に応じて、他社の水準、当社の業績や経営環境、従業員年収の最高水準、従業員に対する給与改定状況等を勘案しながら、総合的に決定することとしております。

c. 業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬につきましては、各事業年度の業績目標に対する達成意欲を持続させるための業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、親会社株主に帰属する当期純利益をその業績指標とし、過去の連結会計年度で当期純利益がピークであった期と比較しつつ賞与の総額を決定し、毎年一定の時期に支給しております。

非金銭報酬につきましては、株式交付信託を採用し、各業務執行取締役が株価変動リスクを株主と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。本制度につきましては、基本報酬及び賞与とは別枠で2018年5月24日開催の第58回定時株主総会において、約3年間の信託期間を対象として上限額150百万円で決議されており、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各業務執行取締役に付与するポイントの数に相当する数の株式が、信託を通じて各業務執行取締役に交付されるもので、株式の交付時期は原則退任の時期としております。なお、役位別のポイント数その他制度の詳細につきましては、取締役会で決議された株式交付規程に拠るものとしております。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合につきましては、各種役員報酬調査から、当社と業容や時価総額、従業員数等が比較的近い上場会社等を参考にしながら決定しております。なお、賞与と株式報酬をそれぞれ短期インセンティブ報酬、長期インセンティブ報酬とした場合、固定報酬とインセンティブ報酬の構成比率の目安は概ね60対40～80対20の間としておりますが、今後については経営計画の達成状況や役員別の報酬割合の設定等を導入すること、またインセンティブ報酬の内容を見直すことなどを踏まえたうえで、報酬全体の割合についても検討を重ねていくこととしております。

e. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別報酬等の内容につきましては、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各業務執行取締役の基本報酬の額及び賞与の評価配分としております。なお、委任を受けた代表取締役社長は、権限が適切に行使されるよう各業務執行取締役の職責の遂行状況や業績に対する貢献度を査定の上で、決定しております。

なお、当社は、2022年4月22日開催の取締役会決議に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を次のとおり変更いたしました（変更箇所は下線部のとおりです。）。

a. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「業務執行取締役」という。）の報酬につきましては、固定報酬としての基本報酬、単年度業績連動報酬としての賞与及び中長期的観点から企業価値の増大に貢献する意識を高めるための株式報酬により構成された報酬体系としております。また監査等委員である取締役の報酬につきましては、監督機能という職務に鑑み、基本報酬のみとしております。なお、取締役の役位ごとの報酬水準の妥当性や客観性についての判断につきましては、各種役員報酬調査も参考に決定します。

b. 基本報酬（金銭報酬）の額の決定に関する方針

業務執行取締役の基本報酬につきましては、月例の固定報酬とし、役位、職務、在任期間等に応じて、他社の水準、当社の業績や経営環境、従業員年収の最高水準、従業員に対する給与改定状況等を勘案しつつ、代表取締役が個人別支給案を策定して指名・報酬委員会に諮問し、指名・報酬委員会において審議の上、取締役会に答申し、取締役会は答申内容を尊重し決定します。

c. 業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬（賞与）につきましては、各事業年度の業績目標に対する達成意欲を持続させるための業績指標（KPI）を反映した、毎年1回一定の時期に支払われる金銭報酬とし、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益、EBITDA及びROEをその指標とし、評価ウエイトはそれぞれ25%とします。各事業年度における支給額はそれぞれの指標の達成率の加重平均により算出の上、役員別・達成率別の支給基本額を算出し、代表取締役は各業務執行取締役の個人別目標や課題に対する達成度合いを評価の上、支給基本額に120%から0%の幅で乗じた個人別支給案を指名・報酬委員会に諮問します。同委員会はその案に基づき査定の上、取締役会に答申し、取締役会は答申内容を尊重し決定します。

非金銭報酬につきましては、株式交付信託を採用し、各業務執行取締役が株価変動リスクを株主と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。この制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各業務執行取締役に付与するポイントの数に相当する数の株式が、信託を通じて各業務執行取締役に交付されるもので、株式の交付時期は原則退任の時期としております。なお、役員別のポイント数その他制度の詳細につきましては、取締役会で決議された株式交付規程に拠るものとしております。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合につきましては、各種役員報酬調査から、当社と業容や時価総額、従業員数等が比較的近い上場会社等を参考にしながら決定しております。なお、賞与と株式報酬をそれぞれ短期インセンティブ報酬、長期インセンティブ報酬とした場合、固定報酬とインセンティブ報酬の構成比率の目安は概ね60対40となるよう設定し、上位役位ほどインセンティブ報酬の構成比が高くなるよう設定します。

e. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

業務執行取締役の個人別報酬のうち基本報酬及び賞与につきましては、代表取締役が、各業務執行取締役の管掌事項に対する職責遂行状況や業績に対する貢献度等を査定の上、個人別支給案を策定し指名・報酬委員会に諮問します。指名・報酬委員会は当該支給案について審議の上、取締役会に答申し、取締役会は答申内容を尊重し個人別報酬を決定します。

3. 業績連動報酬に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動報酬（賞与）につきましては、各事業年度の業績目標に対する達成意欲を持続させるための業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、親会社株主に帰属する当期純利益をその業績指標とし、過去の連結会計年度で当期純利益がピークであった期と比較しつつ賞与の総額を決定し、毎年一定の時期に支給しております。親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標として選定した理由は、事業年度ごとの業績目標の達成に向けて、着実に成果を積み上げるための指

標として適切であると考えたためであります。業績指標である親会社株主に帰属する当期純利益の第62期事業年度の実績は、3,573百万円であります。

4. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬につきましては、当事業年度末日における取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に従い代表取締役社長が決定したことを取締役会として確認しております。また、業績連動報酬（賞与）につきましては、個人別支給案を代表取締役社長が策定し、その内容について指名・報酬委員会が審議を行っております。以上から、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等の内容につきましては、取締役会決議に基づき、代表取締役社長である脇田貞二が委任を受け、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額及び賞与の評価配分を決定しております。

「2. 方針の内容の概要」に記載のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬につきましては、役位、職務、在任期間等に応じて、他社の水準、当社の業績や経営環境、従業員年収の最高水準、従業員に対する給与改定状況等を勘案しながら総合的に決定するものとされ、また業績連動報酬（賞与）につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益をその業績指標とし、過去の連結会計年度で当期純利益がピークであった期と比較しつつ賞与の総額を決定するものとされているところ、当社の業績を踏まえたこれらの決定に関する判断は、当社グループ全体の業績及び個々の取締役の業務執行状況等を俯瞰的に把握している代表取締役社長がこれを行うことが適切と考えられます。なお、委任を受けた代表取締役社長は、権限が適切に行使されるよう各業務執行取締役の職責の遂行状況や業績に対する貢献度を査定のうえで、決定しております。

③ 非金銭報酬等の内容

「2 会社の株式に関する事項」の「6. その他株式に関する重要な事項」に記載のとおり、当社は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象にした株式報酬制度「役員向け株式交付信託」を導入しております。当該制度は、約3年間の信託期間において、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与するポイント（なお、一事業年度におけるポイントの上限は50,000ポイントです。）の数に相当する数の株式が、信託を通じて各当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に交付されるものであり、株式の交付時期は原則退任の時期としております。また、2018年5月24日開催の第58回定時株主総会の決議に基づき、基本報酬及び賞与とは別枠で、当社が拠出する金銭の上限額150百万円が設定されています。

なお、上記制度につきましては、2021年7月末日の信託期間満了に伴い、同年5月27日開催の取締役会の決定により、更に3年間の期間延長を行いました。

3. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席会議及び出席状況	発言状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	蔵口康裕	取締役会 16/16回 監査等委員会 14/14回 指名・報酬委員会 4/4回	取締役会及び監査等委員会では、公認会計士としての立場から財務及び会計に関する相当程度の知見に基づいた助言・提言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員として必要な助言・提言を行いました。
取締役 (監査等委員)	石倉弘勝	取締役会 16/16回 監査等委員会 14/14回 指名・報酬委員会 4/4回	取締役会及び監査等委員会では、他社において長年経営に携わった豊富な経験から助言・提言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員として必要な助言・提言を行いました。
取締役 (監査等委員)	石田法子	取締役会 16/16回 監査等委員会 14/14回 指名・報酬委員会 4/4回	取締役会及び監査等委員会では、弁護士としての立場から法律及び法務に関する相当程度の知見に基づいた助言・提言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員として必要な助言・提言を行いました。
取締役 (監査等委員)	青木克彦	取締役会 16/16回 監査等委員会 14/14回 指名・報酬委員会 4/4回	取締役会及び監査等委員会では、他社において長年経営に携わった豊富な経験から助言・提言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員として必要な助言・提言を行いました。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

ひびき監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出の根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額にはこれらの合計額で記載しております。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「デューデリジェンス業務」についての対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置づけ、財務体質の強化と将来的な事業展開による資金需要を勘案しながら、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 2022年2月28日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	59,950	流動負債	28,910
現金及び預金	27,774	支払手形及び買掛金	18,524
受取手形及び売掛金	22,430	短期借入金	1,103
有価証券	6,150	1年内返済予定の長期借入金	77
商品	2,930	リース債務	5
貯蔵品	111	未払法人税等	1,569
その他	631	賞与引当金	373
貸倒引当金	△78	その他	7,255
固定資産	84,425	固定負債	16,372
有形固定資産	70,157	長期借入金	172
貸与資産	11,320	リース債務	15
賃貸不動産	43,808	繰延税金負債	899
建物及び構築物	5,781	再評価に係る繰延税金負債	435
土地	8,413	役員株式報酬引当金	84
リース資産	15	役員退職慰労引当金	18
その他	818	退職給付に係る負債	252
無形固定資産	7,797	長期設備関係未払金	10,434
のれん	7,163	その他	4,058
その他	634	負債合計	45,282
投資その他の資産	6,470	純資産の部	
投資有価証券	4,041	株主資本	98,969
退職給付に係る資産	689	資本金	13,821
繰延税金資産	271	資本剰余金	16,627
その他	1,911	利益剰余金	68,675
貸倒引当金	△443	自己株式	△154
資産合計	144,376	その他の包括利益累計額	△596
		その他有価証券評価差額金	1,288
		繰延ヘッジ損益	94
		土地再評価差額金	△2,144
		退職給付に係る調整累計額	164
		非支配株主持分	720
		純資産合計	99,093
		負債純資産合計	144,376

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 2021年3月1日から2022年2月28日まで

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		74,989
売上原価		55,189
割賦販売未実現利益繰入額		81
割賦販売未実現利益戻入額		247
売上総利益		19,965
販売費及び一般管理費		14,459
営業利益		5,506
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	119	
仕入割引	47	
為替差益	37	
投資事業組合運用益	22	
その他	68	308
営業外費用		
支払利息	105	
保険解約損	24	
その他	23	153
経常利益		5,661
特別利益		
固定資産売却益	541	
投資有価証券売却益	28	570
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	7	
減損損失	144	151
税金等調整前当期純利益		6,080
法人税、住民税及び事業税	2,611	
法人税等調整額	△236	2,375
当期純利益		3,704
非支配株主に帰属する当期純利益		131
親会社株主に帰属する当期純利益		3,573

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 2022年2月28日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	47,791	流動負債	22,086
現金及び預金	23,089	支払手形	12,790
受取手形	5,117	買掛金	2,793
売掛金	12,311	未払金	495
有価証券	6,150	未払法人税等	1,158
商品	703	未払消費税等	628
貯蔵品	67	賞与引当金	225
その他	382	割賦利益繰延	320
貸倒引当金	△31	設備関係未払金	3,106
		その他	569
固定資産	83,773	固定負債	11,794
有形固定資産	59,414	長期未払金	881
貸与資産	6,686	繰延税金負債	302
賃貸不動産	43,050	再評価に係る繰延税金負債	435
建物	2,932	退職給付引当金	2
構築物	899	役員株式報酬引当金	84
土地	5,703	長期設備関係未払金	6,999
その他	141	預り保証金	2,593
無形固定資産	532	その他	493
借地権	143	負債合計	33,881
その他	389	純資産の部	
投資その他の資産	23,826	株主資本	98,538
投資有価証券	4,015	資本金	13,821
関係会社株式	17,142	資本剰余金	16,627
敷金及び保証金	666	資本準備金	15,329
前払年金費用	451	その他資本剰余金	1,297
その他	1,933	利益剰余金	68,244
貸倒引当金	△383	利益準備金	1,182
資産合計	131,564	その他利益剰余金	67,061
		建物圧縮積立金	15
		土地圧縮積立金	68
		別途積立金	42,000
		繰越利益剰余金	24,978
		自己株式	△154
		評価・換算差額等	△855
		その他有価証券評価差額金	1,288
		土地再評価差額金	△2,144
		純資産合計	97,683
		負債純資産合計	131,564

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

2021年3月1日から2022年2月28日まで

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		53,430
売上原価		41,224
割賦販売未実現利益繰入額		81
割賦販売未実現利益戻入額		247
売上総利益		12,371
販売費及び一般管理費		7,842
営業利益		4,529
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	163	
仕入割引	47	
為替差益	31	
その他	212	469
営業外費用		
支払利息	78	
その他	5	83
経常利益		4,915
特別利益		
固定資産売却益	531	
投資有価証券売却益	18	550
特別損失		
固定資産除却損	3	3
税引前当期純利益		5,462
法人税、住民税及び事業税	1,800	
法人税等調整額	△136	1,663
当期純利益		3,798

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月14日

株式会社 ワキタ
取締役会 御中

ひびぎ監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 洲崎篤史
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 北川廣基

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワキタの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワキタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月14日

株式会社 ワキタ
取締役会 御中

ひびぎ監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 洲崎篤史
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 北川廣基

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワキタの2021年3月1日から2022年2月28日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月15日

株式会社ワキタ 監査等委員会

常勤監査等委員	内 田 肇	一	㊟
監 査 等 委 員	蔵 口 康	裕	㊟
監 査 等 委 員	石 倉 弘	勝	㊟
監 査 等 委 員	石 田 法	子	㊟
監 査 等 委 員	青 木 克	彦	㊟

(注) 監査等委員 蔵口康裕、石倉弘勝、石田法子及び青木克彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

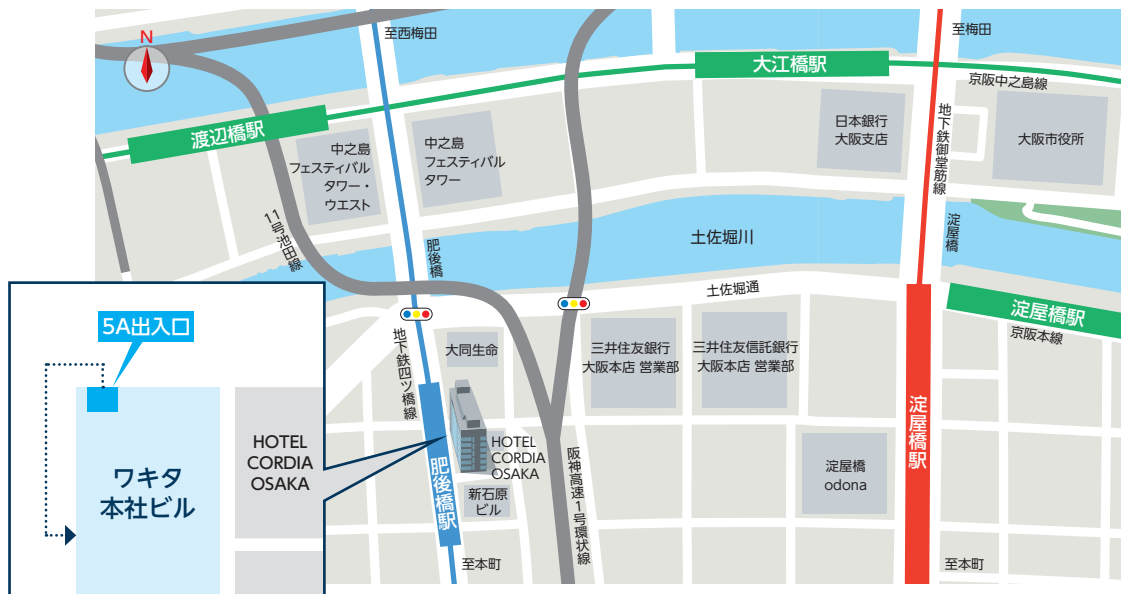
株主総会会場ご案内図

開催
日時

2022年5月26日(木曜日)
午前10時 (午前9時開場)

開催
場所

大阪市西区江戸堀一丁目3番20号
当社本社 9階会議室 ☎ 06(6449)1901(代表)



交通のご案内



地下鉄四ツ橋線	肥後橋駅 (5A出入口) すぐ
地下鉄御堂筋線	淀屋橋駅 (10番出入口) 徒歩 約6分
京阪電鉄中之島線	渡辺橋駅 (12番出入口) 徒歩 約5分

お願い 当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

